

事業所・企業の皆さんへ 令和3年経済センサス—活動調査の回答はお済みですか？

「令和3年経済センサス—活動調査」にご回答いただき、誠にありがとうございます。調査の結果は、行政施策での利用のみならず、民間における経営の資料として活用されます。



まだ回答がお済みでない場合は、至急ご回答をお願いします。



- 調査票の内容について、統計調査指導員またはまちづくり課職員から問い合わせをすることができます。ご協力をお願いします。
- 調査票に回答していただいた内容は、統計作成の目的以外(例えば徴税資料など)には絶対に使用しません。安心してご回答ください。

問 まちづくり課 まちづくり政策係 ☎932-1111 (代) FAX933-7512 (代)

身体障がい者巡回相談のお知らせ

身体障がい(肢体不自由)のある方を対象に、義肢・装具の交付・修理などの相談に応じ、要否判定・処方を行います。

巡回相談

- ▶日時 8月18日(水) 10時(要予約)
- ▶受付時間 9時30分～11時30分
12時30分～14時
※予約が少なかった場合は、午前中のみ開催、または中止になることがあります。
- ▶場所 うみハピネス
- ▶必要なもの ①前回交付(修理)を受けた補装具
②印鑑
③身体障害者手帳
※本人が来場ください。
※交付・修理の決定を受けた方は、町で行われる11月5日(金)の適合判定を受ける必要があります。
- ▶その他 電動車いす・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置の要否判定、身体障害者手帳交付申請用の診断書作成は行いません。
- ▶予約期限・方法 7月21日(水)までに次の問い合わせ先へ電話

問 健康福祉課 障がい・福祉係 ☎934-2278 FAX933-7512 (代)

野焼きの苦情が多発しています

最近、近所で家庭ごみや雑草などを燃やして「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」「気管支が弱い子供がいるのに」「灰が飛んでくる」などの苦情が多く寄せられています。

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」)で、一部の例外を除き禁止されており、違反した場合には

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの併科という厳しい罰則が設けられています。

また、例外的に認められる場合でも、近隣住民から苦情が寄せられた場合は、焼却を中止していただくこともあります。風向きや時間帯、量など周囲への環境に十分配慮してください。



野焼きの例外

廃掃法第16条の2第3号、同施行令第14条	具体的な事例
国または地方公共団体が施設管理を行うため必要なもの	河川敷の草焼き、道路側(のり面)の草焼き
震災、風水害、火災、凍害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要なもの	災害時の応急対策、火災予防訓練
風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要なもの	正月の「しめ縄、門松など」を焚く「どんと焼き」などの行事
農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの	焼き畑、あぜの草および下枝の焼却など
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	たき火、キャンプファイヤーなど

問 環境農林課 環境衛生係 ☎932-1111 (代) FAX933-7512 (代)

粕屋署管内で多発 介護保険料の還付金詐欺などに注意

昨年比で、還付金詐欺の被害が急増しています。少しでも怪しいと思ったら、ひとりで判断せずに必ず誰かに相談しましょう。

福岡県内の発生状況

昨年4月 0件(アボ電0件)

急増

今年4月 9件(アボ電90件)

▼電話での還付金詐欺の一例



!!「料払込」は、お金を「振込む」項目!!

問 危機管理課 防災防犯係 ☎933-5500 FAX934-2275
粕屋警察署 生活安全課 ☎939-0110

宇美町消防団では、あなたのチカラを必要としています。



4月11日(日)、福岡県消防学校で消防団員基礎教育が開催され、入団後1〜2年目の団員13人が参加し、消防活動のための基本的な知識技術を習得しました。消防団は、地域住民の安全と安心を守るための活動と、災害に備え日夜訓練を行っています。

消防団員基礎教育初任研修に若手団員が多数参加



問 危機管理課 防災防犯係 ☎933-5500 FAX934-2275